

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【居宅介護支援】

この要件は令和4年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

- ※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)
16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。
- ※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1 加算

項 目	必 要 書 類
情報通信機器等の活用等の体制	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書（別紙10-5）
特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-3） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1-1） ⑥付表13別紙（従業者全員分で作成） ⑦主任介護支援専門員の資格者証（写）（未提出分） ⑧研修機関と「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることがわかる書類（写） ⑨誓約書（加算用）
特定事業所加算（A）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算（A）に係る届出書（別紙10-4） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・従業者全員分で作成）（参考様式1-1） ⑥付表13別紙（従業者全員分で作成） ⑦主任介護支援専門員の資格者証（写）（未提出分） ⑧研修機関と「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることがわかる書類（写） ⑨誓約書（加算用）
特定事業所医療介護連携加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-3）
ターミナルケアマネジメント加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-3）

2. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年 3 月 1 日老企第 36